

いつもお世話になっております。アルファ・コンサルティングの小島です。

いよいよ4月から働き方改革関連法が順次施行されます。本号では、年次有給休暇、時間外労働の上限規制など盛りだくさんの内容をとり上げています。ぜひ、チェックしてみてください！



## | 1. ☞ お仕事カレンダー：2019年2月のお仕事カレンダー



2月のお仕事カレンダーを公開しました。2月は年末調整の後処理が終わり一息つく時期ではありますが、新年度が近づいてくるため、新入社員の受入れ等、準備を行いましょ。

↓毎月更新しているお仕事カレンダーはこちらから

[http://www.alphaco.jp/monthly\\_work\\_5480.html](http://www.alphaco.jp/monthly_work_5480.html)



## | 2. ☞ 年5日の年次有給休暇の取得義務に向けた実務上の注意点



いよいよ4月より、年10日以上、年次有給休暇（以下、「年休」という）が付与される従業員について、年休の日数のうち年5日については会社が時季を指定して取得させることが義務となります。昨年末には、厚生労働省よりパンフレット「年5日の年次有給休暇の確実な取得わかりやすい解説」が公開され、以下のような実務上の留意点が明らかになりました。

1. 従業員が自ら取得した年休等の扱い
2. 取得が義務化となる年休の年5日の考え方
3. 取得の義務が生じる従業員の整理
4. 罰則の適用の考え方

↓このニュースの続きはこちらから！

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_5447.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_5447.html)



## | 3. ☞ 厳格化される過半数代表者を選任する際の注意点



36協定の起算日を毎年4月1日としている企業は多く、来年度の届出に向けて36協定を作成、締結する時期が近づいています。近年、36協定を含む労使協定等の締結において、労働者の過半数代表者の適正な選出が行われていないとして指摘を受け、問題となるケースが増えています。2019年4月からは過半数代表者の要件がより明確化されることから、以下では過半数代表者を選任する際の注意点をとり上げます。

↓このニュースの続きはこちらから！

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_5446.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_5446.html)



| 4. ↳ 旬の特集：今春より適用となる時間外労働の上限規制への対応



2ヶ月に1回更新している「旬の特集」を更新しました。今回は、今春より適用となる時間外労働の上限規制への対応をとり上げています。大企業は今年4月1日、中小企業は2020年4月1日に施行されますが、中小企業の範囲や経過措置などについて詳しく解説しています。ぜひ、ご覧ください。

↓旬の特集はこちらから！

[http://www.alphaco.jp/season\\_contents\\_5481.html](http://www.alphaco.jp/season_contents_5481.html)



| 5. ↳ 平成31年4月1日以降、一括有期事業を開始する際の届出の一部が不要になります！



今回のおすすめリーフレットは、「平成31年4月1日以降は、一括有期事業を開始する際の事務手続の一部が不要になります！」です。4月より一括有期事業の手続きが簡素化されることから、該当する場合は見ておきましょう。

↓「平成31年4月1日以降は、一括有期事業を開始する際の事務手続の一部が不要になります！」を含む人事労務管理リーフレット集はこちらから！

[http://www.alphaco.jp/leaflet\\_4.html](http://www.alphaco.jp/leaflet_4.html)



| 6. | 雇用保険・労災保険・船員保険の給付を受給していた皆様へ

| ↳ 厚生労働省では、「追加給付問合せ専用ダイヤル」を設置いたしました。



毎月勤労統計調査で調査方法が不適切であったことに伴い、過少となった雇用保険・労災保険の過去の給付について問合せをする窓口を設置した案内のリーフレットも追加されています。

……………編 | 集 | 後 | 記 | ……………

ハローワークで、大学等の卒業予定者を対象とする求人を行う場合、求人の公開は4月1日ですが、求人の受理は2月1日からスタートします。新卒求人を行う場合は、ご利用ください。



発行元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング

〒101-0065 東京都千代田区西神田 1-3-6 UETAKE ビル 5階 TEL:03-6811-0570

発行人：小島史明 [kojima@alphabenefit.com](mailto:kojima@alphabenefit.com) ホームページ：<https://www.alphaco.jp/>

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。※メール配信も致します。